第七条　法第四条第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、割賦販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一・二　［略］

三　商品若しくは権利又は役務の種類

［削る］

四～十三　［略］

第八条　法第四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　［略］

三　法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一～三　［略］	
四　法第四条第二項第五号並びに前条第六号及び第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

四　［略］

第九条　法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二・三　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十条　法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　［略］

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3　［略］

第二節　前払式割賦販売

（前払式割賦販売契約約款の基準）

第十三条　法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ～ニ　［略］

ホ　商品若しくは権利又は役務の種類

第七条　法第四条第二項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、割賦販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号から第五号までに掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一・二　［略］

三　商品名

四　商品の商標又は製造者及び機種又は型式（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）

五～十四　［略］

第八条　法第四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　第三条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二　［略］

三　法第四条第二項第五号並びに前条第七号、第十二号及び第十三号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一～三　［略］	
四　法第四条第二項第五号並びに前条第七号及び第十二号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

四　［略］

第九条　法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　第三条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二・三　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十条　法第四条の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　［略］

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3　［略］

第二節　前払式割賦販売

（前払式割賦販売契約約款の基準）

第十三条　法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　次の事項が記載される欄があること。

イ～ニ　［略］

ホ　商品名